

令和元年第3回京丹波町議会臨時会

令和元年11月20日(水)

開 会 午前9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 常任委員の選任について
- 第 5 議会運営委員の選任について

2 議会に付議した案件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 追加第 1 議長辞職の件
- 追加第 2 議長の選挙
- 追加第 3 副議長辞職の件
- 追加第 4 副議長の選挙
- 追加第 5 議席の変更
- 第 4 常任委員の選任
- 第 5 議会運営委員の選任
- 追加第 6 京都中部広域消防組合議会議員の選挙
- 追加第 7 船井郡衛生管理組合議会議員の選挙
- 追加第 8 国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙
- 追加第 9 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加第 10 京都地方税機構議会議員の選挙
- 追加第 11 閉会中の継続調査について

3 出席議員（16人）

議席変更前		議席変更後	
1番	岩田 恵一 君	1番	岩田 恵一 君
2番	野口 正利 君	2番	野口 正利 君
3番	坂本 美智代 君	3番	谷口 勝巳 君
4番	東 まさ子 君	4番	隅山 卓夫 君
5番	村山 良夫 君	5番	村山 良夫 君
6番	谷山 眞智子 君	6番	坂本 美智代 君
7番	西山 芳明 君	7番	鈴木 利明 君
8番	隅山 卓夫 君	8番	西山 芳明 君
9番	森田 幸子 君	9番	北尾 潤 君
10番	山田 均 君	10番	山下 靖夫 君
11番	山下 靖夫 君	11番	東 まさ子 君
12番	谷口 勝巳 君	12番	山田 均 君
13番	北尾 潤 君	13番	谷山 眞智子 君
14番	梅原 好範 君	14番	篠塚 信太郎 君
15番	鈴木 利明 君	15番	森田 幸子 君
16番	篠塚 信太郎 君	16番	梅原 好範 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（7人）

町 長	太田 昇 君
副 町 長	谷 俊明 君
参 事	中尾 達也 君
参 事	山田 洋之 君
企画財政課長	松山 征義 君
総務課長	長澤 誠 君
教 育 長	樹山 静雄 君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	藤田正則
書記	山口知哉

開議 午前9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回京丹波町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番議員・梅原好範君、15番議員・鈴木利明君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に太田町長ほか関係者の出席を求めました。

10月4日から議会広報常任委員会が開催され、議会だより第63号の発行に向けて協議されました。新庁舎建設特別委員会より中間報告を取りまとめいただきました。お手元に配布のとおりであります。

10月25日、11月12日には、産業建設常任委員会が開催され、所管事業に係る現地踏査が実施されました。

11月8日に、議会運営委員会が開催され、常任委員会構成替え等について協議されました。

11月12日に、全員協議会が開催され、本臨時会の内容について、確認いただきました。

11月15日には、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本臨時会のビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） それでは、町執行部の皆様には、大変恐縮ですが、ただいまから一旦退席をお願いいたします。執行部の皆様には、後ほどご出席をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩します。

（休憩 午前 9時03分）

（再開 午前 9時10分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一身上の都合により、議事の進行を鈴木副議長にお願いします。

暫時休憩します。

（休憩 午前 9時11分）

（再開 午前 9時12分）

#### 《追加日程第1、議長の辞職》

○副議長（鈴木利明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長の篠塚信太郎君から、辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木利明君） 異議なしと認めます。

したがって、「議長辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1「議長辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、篠塚信太郎君の退場を求めます。

（篠塚信太郎君 退場）

○副議長（鈴木利明君） 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田正則君） 令和元年11月20日 京丹波町議会副議長 鈴木利明様  
京丹波町議会議長 篠塚信太郎 辞職願 この度、一身上の都合により議長を辞職したいの  
で、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（鈴木利明君） お諮りいたします。

篠塚信太郎君の「議長の辞職」を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木利明君） 異議なしと認めます。

したがって、篠塚信太郎君の「議長の辞職」を許可することに決定いたしました。

篠塚信太郎君の復席を求めます。

（篠塚信太郎君 復席）

#### 《追加日程第2、議長の選挙》

○副議長（鈴木利明君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに「議長選挙」を行いたいと思  
います。

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木利明君） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに  
決定いたしました。

○副議長（鈴木利明君） 追加日程第2「議長の選挙」を行います。

はじめに議長選挙に係る所信表明を希望される議員は、お申し出ください。

所信表明は、登壇席で行います。

梅原議員。

○14番（梅原好範君） それでは、貴重な時間をお借りしまして、出馬に関わる思いの一端  
を申し述べさせていただきます。

私どもの議会におきましては、先ほど、篠塚前議長の強力なリーダーシップの元で、議会

基本条例が提案され、付託を受けられました岩田議会運営委員長の元で、丁寧な審議のもと、制定が叶えました。正直なことを申し上げますと、私は当初、本条例に前向きではございませんでした。その理由は、文言を書き連なれた条文を作り上げるだけでは、議員のスキルアップに本当に繋がるのだろうかという疑問からでございます。そうした思いを持ちながらも、議会運営委員会、そして、全員協議会で議論を進めていくうちに、この内容は条例を制定しなくても、当然、議員としてしっかりと履行していかなければならない内容、すなわち、我々がバイブルとするべき議員必携に基づいて、この文言が綴られておるということを確認して、それからは、私を含め、それができていないからこそ、こういう条例を制定して議員がスキルアップしなければならないんだという理由を見出し、真剣に取り組みを進めました。その中には、議員活性化をはじめ、それぞれの議員がしっかりと活性化する議会を目指して取り組む内容が定められております。まず、しっかりと議員全体が、制定された条例をしっかりとトレスしながら、議会全体のスキルアップを目指し、目標とします議会活性化に真剣に取り組みながら、町民と共に進む議会を目指してまいりたいと考えております。

こうした思いで、一生懸命取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位皆様のご支持をぜひともお願い申し上げまして、所信表明といたします。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（鈴木利明君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

山田議員。

○10番（山田 均君） 議長選挙に立候補するにあたり、所信の表明を行います。今回の議長選挙に立候補を決意いたしました。

私は、6年前に脳梗塞になりました。幸い、症状が軽かったことから、今日まで議員活動を続けることができました。しかし、脳梗塞は、完治することはありませんので、再発しないように注意することが、最大の予防であります。そのために、私は各行事等に十分参加することが出来ておりません。私は今回の議長選挙に当たり、男女を問わず、体に障がいのある方はもちろん、若い人、高齢者も含め、意思のある方は、議員になって、まちづくりに参加できる条件整備などが必要と考え、それに取り組みたいと立候補を決意いたしました。議会の活性化や議会改革は、引続き取り組むべきであります。併せて、障がい者も含め全ての人が議員として活動できるように、例えば、会期の問題、議案の内容の調査、また、審議時間などをもっとしっかり確保すべきと考えております。こうした議会運営なども見直しを行いたいと考えております。国政でも、れいわ新撰組で当選した重度の障がいのある方も議員として活躍をされております。本町でも条件整備などに取り組むべきと考えております。

京丹波町も合併して、14年が経ちました。合併後の新町に求めた住民の願い、議会も改めてその声を見直し、今、出来るまちづくりの取組みを議会としても提案すべきではないでしょうか。議員の皆さん、一緒に取り組もうではありませんか。議会は、思想、信条の違う議員が集まり、会派を届けたり、無会派であったり、それぞれ違います。お互いの違いをリスペクトして、そして、町民の共通利益分野ではお互いに知恵を出し合い、行政に迫る活動を目指していきたいと思います。議員必携には、議員の職責や議員の心構えが記載をされております。この立場で、議会運営に取り組む決意であります。また、議会が二元代表制の役割をしっかりと発揮できるように議会改革に、更に取り組んでいきたいと考えております。議員の皆さんの賛同をお願いして、所信の表明といたします。

○副議長（鈴木利明君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

それでは、投票用紙及び投票箱の準備に掛かるため、ここで9時35分まで暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9時25分）

（再開 午前 9時29分）

○副議長（鈴木利明君） 準備が出来ましたので、休憩前に引続き会議を開きます。

議員の皆様申し上げます。休憩前に行いました希望者による所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の部分に関わらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（鈴木利明君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に、1番議員、岩田恵一君、2番議員、野口正利君を指名いたします。

続いて、投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名でございます。

（投票用紙の配付）

○副議長（鈴木利明君） 投票用紙の配付漏れはありますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鈴木利明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○副議長(鈴木利明君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長(藤田正則君) それでは、議席番号と氏名を呼び上げさせていただきますので、順次、お願いをいたします。

1番 岩田恵一議員、2番 野口正利議員、3番 坂本美智代議員、4番 東まさ子議員、5番 村山良夫議員、6番 谷山眞智子議員、7番 西山芳明議員、8番 隅山卓夫議員、9番 森田幸子議員、10番 山田均議員、11番 山下靖夫議員、12番 谷口勝巳議員、13番 北尾潤議員、14番 梅原好範議員、15番 鈴木利明議員、16番 篠塚信太郎議員。

○副議長(鈴木利明君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鈴木利明君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岩田恵一君、野口正利君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(鈴木利明君) 選挙の結果を議会事務局長より報告いたします。

○議会事務局長(藤田正則君) ただいま行われました議長選挙結果票につきまして、その報告をいたします。

投票総数16票、有効投票14票、無効投票2票でございます。

梅原好範君10票、山田均君4票。

以上のとおりでございます。

○副議長(鈴木利明君) 以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって梅原好範君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長（鈴木利明君） ただいま議長に当選された梅原好範君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、梅原好範君のあいさつを受けることにいたします。

梅原議長。

○議長（梅原好範君） まず持ちまして、ご理解いただき、ご支持を賜りました皆さま方に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

所信表明でも申し上げましたとおり、篠塚前議長、しっかりと制定いただきました議会基本条例をベースとして、議会活性化を目指してまいりますので、今後とも皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○副議長（鈴木利明君） 梅原議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩といたします。

（休憩 午前 9時45分）

（再開 午前 9時52分）

《追加日程第3、副議長辞職について》

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長の鈴木利明君から、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

したがって「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第3として、ただちに議題とすることに決定しました。

○議長（梅原好範君） 追加日程第3「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木利明君の退場を求めます。

（鈴木利明君 退場）

○議長（梅原好範君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田正則君） 令和元年11月20日 京丹波町議会議長 梅原好範様 京

丹波町議会副議長 鈴木利明 辞職願 この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）お諮りいたします。

鈴木利明君の「副議長辞職」を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）ご異議なしと認めます。

よって、鈴木利明君の「副議長辞職」を許可することに決定しました。

鈴木利明君の復席を求めます。

（鈴木利明君 復席）

#### 《追加日程第4、副議長の選挙》

○議長（梅原好範君）ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、ただちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）ご異議なしと認めます。

よって「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議長（梅原好範君）追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

はじめに議長選挙に係る所信表明を希望される議員は、お申し出ください。

所信表明は、登壇席で行います。

森田議員。

○9番（森田幸子君）副議長に立候補を表明しました森田幸子です。立候補するにあたりまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は副議長として梅原議長をしっかり補佐してまいります。

前議長、副議長の前、議会と議員活動の見える化にあたり、議会基本条例が制定されました。そして、第1回目議会報告会が実施され、大きく第一歩を踏み出すことが出来ました。

そのあとを継いで、基本条例に沿った議会の活性に向けて、梅原議長中心に、また議員各

位の協力を得ながら全力で取り組んでまいりたいと決意しています。

議員各位のご推挙を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

坂本議員。

○3番（坂本美智代君） 私は、副議長選挙への立候補にあたり、所信表明を述べたいと思います。

議会は、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成する合議体であります。議員は住民の代表者として、議会活動を通じて住民全体の福祉の向上と地域社会の発展をめざすため、議員一人ひとりの意見や考えを尊重し、お互いに理解と連携で町民が求める議会、信頼される議会へ、議長の補佐として努めていく決意を申し上げて所信表明といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

それでは、投票用紙及び投票箱の準備に掛かるため、ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前10時00分）

（再開 午前10時01分）

○議長（梅原好範君） 準備が出来ましたので、休憩前に引続き会議を開きます。

議員の皆様申し上げます。休憩前に行いました希望者による所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の部分に関わらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（梅原好範君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に、4番議員、東まさ子君、5番議員、村山良夫君を指名いたします。

続いて、投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名でございます。

（投票用紙の配付）

○議長（梅原好範君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（梅原好範君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（藤田正則君） それでは、議席番号と氏名を呼び上げさせていただきますので、順次、お願いをいたします。

1 番 岩田恵一議員、2 番 野口正利議員、3 番 坂本美智代議員、4 番 東まさ子議員、5 番 村山良夫議員、6 番 谷山眞智子議員、7 番 西山芳明議員、8 番 隅山卓夫議員、9 番 森田幸子議員、10 番 山田均議員、11 番 山下靖夫議員、12 番 谷口勝巳議員、13 番 北尾潤議員、14 番 梅原好範議員、15 番 鈴木利明議員、16 番 篠塚信太郎議員。

○議長（梅原好範君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

東まさ子君、村山良夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（梅原好範君） 選挙の結果を議会事務局長より報告いたします。

○議会事務局長（藤田正則君） ただいま行われました副議長選挙結果票につきまして、その報告をいたします。

投票総数16票、有効投票14票、無効投票2票でございます。

森田幸子君10票、坂本美智代君4票。

以上のとおりでございます。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって森田幸子君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(梅原好範君) ただいま副議長に当選された森田幸子君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、森田幸子君のあいさつを受けることにいたします。

梅原議長。

○副議長(森田幸子君) ただいま、副議長選挙におきまして、多くの議員各位のご推挙によりまして副議長に当選をさせていただきました。心より厚くお礼申し上げます。

梅原議長を支え、議長と共に京丹波町議会の活性と議会機能の拡充に向け、全力で取り組んでまいります。どうか、今後とも議員各位のご協力とご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。当選のあいさつとさせていただきます。

○議長(梅原好範君) この際、議長、副議長をご退任されました篠塚信太郎君、鈴木利明君、に対しまして、一言感謝の言葉を申し上げます。

篠塚前議長、鈴木前副議長におかれましては、平成29年11月から2年間、議会のリーダーとして議長職並びに副議長職にご精励を賜り、心から御礼申し上げます。

この2年間には、議会改革並びに議会活性化を目指して、お二人には、本年6月定例会で「京丹波町議会基本条例」を制定いただきました。このことは、本町議会の歴史におきまして、大きな一歩を刻んでいただいたこととなりました。また、同条例に基づき本年10月には議会報告会の開催などを進めていただき、基本条例が具体的に動き出しました。その指導力並びにご尽力に対して、深く御礼を申し上げます。

今後におきましても、議会活性化に向けてご指導ご鞭撻並びにご支援をいただきますようお願い申し上げます。お二人のご功労に対して、高いところからでございますが、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

《追加日程第5、議席の変更》

○議長(梅原好範君) お諮りいたします。

「議席の変更」を日程に追加し、追加日程第5として、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) ご異議なしと認めます。

よって「議席の変更」を日程に追加し、追加日程第5として、ただちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 16 分)

(再開 午前 10 時 53 分)

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 「議席の変更」を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の変更をいたします。

議席は、お手元に配付した議席表のとおり変更いたします。

事務局長に議席表を朗読させます。

藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田正則君） それでは、新しい議席につきまして、朗読させていただきます。

議席番号1番 岩田恵一議員、2番 野口正利議員、3番 谷口勝巳議員、4番 隅山卓夫議員、5番 村山良夫議員、6番 坂本美智代議員、7番 鈴木利明議員、8番 西山芳明議員、9番 北尾 潤議員、10番 山下靖夫議員、11番 東まさ子議員、12番 山田 均議員、13番 谷山眞智子議員、14番 篠塚信太郎議員、15番 森田幸子議員、16番 梅原好範議員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 54 分)

(再開 午後 2 時 35 分)

《日程第4、常任委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、「常任委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

事務局長に名簿を朗読いたせます。

藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田正則君） それでは各常任委員会の名簿を朗読させていただきます。

総務文教常任委員会 隅山卓夫議員、村山良夫議員、鈴木利明議員、山田 均議員、谷山

眞智子議員、篠塚信太郎議員、梅原好範議員。

産業建設常任委員会 野口正利議員、谷口勝巳議員、隅山卓夫議員、村山良夫議員、北尾潤議員、山下靖夫議員、東まさ子議員。

福祉厚生常任委員会 岩田恵一議員、谷口勝巳議員、坂本美智代議員、西山芳明議員、北尾潤議員、山田均議員、森田幸子議員。

議会広報常任委員会 岩田恵一議員、野口正利議員、坂本美智代議員、西山芳明議員、東まさ子議員、谷山眞智子議員、篠塚信太郎議員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時37分）

（再開 午後 2時38分）

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告いたします。

藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田正則君） それでは各常任委員会正副委員長を朗読させていただきます。

総務文教常任委員会委員長 篠塚信太郎議員、副委員長 鈴木利明議員。

産業建設常任委員会委員長 東まさ子議員、副委員長 隅山卓夫議員。

福祉厚生常任委員会委員長 岩田恵一議員、副委員長 谷口勝巳議員。

議会広報常任委員会委員長 西山芳明議員、副委員長 谷山眞智子議員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上報告のとおりであります。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時39分）

（再開 午後 3時05分）



《日程第5、議会運営委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 「議会運営委員の選任について」を議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。事務局長に名簿を朗読させます。

藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田正則君） それでは議会運営委員会の名簿を朗読させていただきます。

岩田恵一議員、野口正利議員、西山芳明議員、北尾 潤議員、東まさ子議員、篠塚信太郎議員、森田幸子議員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時04分）

（再開 午後 3時05分）

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告させます。

藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田正則君） それでは議会運営委員会正副委員長を朗読させていただきます。議会運営委員会委員長 北尾 潤議員、副委員長 野口正利議員。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上報告のとおりであります。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時06分）

(再開 午後 3時07分)

《追加日程第6、京都中部広域消防組合議会議員の選挙》

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

「京都中部広域消防組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第6として、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、「京都中部広域消防組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 「京都中部広域消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

京都中部広域消防組合議会議員に私、梅原好範と篠塚信太郎君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した私、梅原好範と篠塚信太郎君を京都中部広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、梅原好範と篠塚信太郎君が京都中部広域消防組合議会議員に当選しました。

ただいま、京都中部広域消防組合議会議員に当選した私、梅原好範と篠塚信太郎君が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《追加日程第7、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙》

○議長（梅原好範君） お諮りいたします。

「船井郡衛生管理組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、「船井郡衛生管理組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7 「船井郡衛生管理組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

船井郡衛生管理組合議会議員に岩田恵一君、森田幸子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した岩田恵一君、森田幸子君を船井郡衛生管理組合議会議員の当選人

と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した岩田恵一君、森田幸子君が船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、船井郡衛生管理組合議会議員に当選された岩田恵一君、森田幸子君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《日程第8、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙》

○議長(梅原好範君) お諮りいたします。

「国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第8として、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、「国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第8として、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8 「国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

国民健康保険南丹病院組合議会議員に私、梅原好範を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した私、梅原好範を国民健康保険南丹病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、梅原好範が国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選しました。

ただいま、国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選された私、梅原好範が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第9、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙》

○議長(梅原好範君) お諮りいたします。

「京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第9として、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、「京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第9として、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9 「京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に私、梅原好範を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した私、梅原好範を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、梅原好範が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選した私、梅原好範が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《追加日程第10、京都地方税機構議会議員の選挙》

○議長(梅原好範君) お諮りいたします。

「京都地方税機構議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第10として、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、「京都地方税機構議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第10 「京都地方税機構議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

○議長(梅原好範君) 京都地方税機構議会議員に篠塚信太郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した篠塚信太郎君を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した篠塚信太郎君が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま、京都地方税機構議会議員に当選された篠塚信太郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時18分)

(再開 午後 3時30分)

《追加日程第11、閉会中の継続調査について》

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆さんには、長時間大変お待たせをいたしました。

篠塚議長の辞職に伴い、本日より議長の職に就きます梅原好範でございます。

どうかよろしく願いいたします。

議事に戻ります。

お諮りいたします。

「閉会中の継続調査について」の件を日程に追加し、追加日程第11として、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、「閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第11として、ただち

に議題とすることに決定しました。

追加日程第11「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和元年第3回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、我々の議員任期半ばとして、新たな議会の構成が決定いたしました。

私も京丹波町議会議長として微力ではございますが、新たな決意を持って、本町のまちづくりの推進に向けた議会活動に努力してまいります。

議員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で今後一層のご活躍をお願いするとともに、今後ますます町民に開かれた議会、活性化した議会を目指し、議員一同、力を合わせて頑張りたいと思いますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

また、太田町長をはじめ、執行部の皆様方におかれましては、今後2年間、議会活動、議員活動に、なお一層ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にご苦勞様でございました。

午後 3時33分 閉会





地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 梅原好範

〃 署名議員 鈴木利明